

研究費規則

第1条 (目的)

この規則は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」という。）における研究活動の支出に関する規則を定めるものである。

第2条 (研究費の種類)

研究活動とは、研究グループによる自主研究を指し、研究費は、「会議費」「活動費（研究グループ開発費）」の2種からなる。

第3条 (疑義)

この要領の摘要に関し疑義が生じたときは、理事会の指示によって処理するものとする。

第4条 (会議費)

第1項 (活動計画・収支予算書)

会議費を受ける者（グループ及び分科会）は、活動計画・収支予算書を提出する。

第2項 (活動報告・収支決算書)

会議費を受けた者（グループ及び分科会）は、年度末に、事業報告を提出する。

第5条 (活動費（研究グループ開発費）)

第1項 (活動計画・収支予算書)

活動費（研究グループ開発費）を受ける者（グループ及び分科会）は、活動計画・収支予算書を提出する。

第2項 (活動報告・収支決算書)

活動費（研究グループ開発費）を受けた者（グループ及び分科会）は、年度末に、事業報告を提出する。

第6条 (会議費及び活動費（研究グループ開発費）の支出費目)

会議費及び活動費（研究グループ開発費）の支出費目及びその内容は、以下に示す支出細目のおりとする。

会議費及び活動費（研究グループ開発費）の支出細目

| 科目 | 内容 | 必要書類 | 備考 |
|-----|----------------------------|--|---------------------|
| 会議費 | 会議における、 会場使用料、茶代、弁当代等 | 請求書、領収証、 議題・演題・出席者等のわかる書類 | 会議費支出書に出席者名を明記 |
| 活動費 | 活動における、 会場使用料、茶代、弁当代等 | 請求書、領収証、 議題・演題・出席者等のわかる書類 | 会議費支出書に出席者名を明記 |
| | 郵便、証紙、宅急便等 | 請求書、領収証 | |
| | 報告書印刷、アンケート印刷、会議資料印刷等 | 請求書、領収証 | |
| | 文献取寄経費、書籍購入等 | 請求書、領収証 | 文献・書籍はNPO・LSAの備品とする |
| | 講演講師謝礼、講師旅費等 | 謝金計算書、受領書、 会議開催通知、またはこれに類するもの | 源泉徴収税対象 |
| | 集計、資料整理、実験補助等日々雇用する者に対する賃金 | 出勤簿、 目的、内容、期間等が記載された、 労務等の提供があったことを証する書類 | 雇用契約書等 |
| | 機器類の借上料、使用料等 | 請求書、領収証 | |
| | 文具、封筒、薬品等の消耗品等 | 請求書、領収証 | |
| | 手数料、翻訳等の雑役務、見学先への手土産等 | 請求書、領収証 | |

第7条 (領収証の添付)

支出書には、領収証を添付すること。

第8条 (規則の改廃)

この規則の改廃は、運営委員会が起案し理事会の議決による。

付則

- ・この規則は、平成15年4月10日より実施する。

改定履歴

- ・平成16年2月25日改定
- ・平成21年10月29日改定
- 2021年9月16日改定
- 2023年9月7日改定